

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、備後圏都市計画道路三・六・一〇七号府中駅元町線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十五年一月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

備後圏都市計画道路三・六・一〇七号府中駅元町線

二 都市計画を変更する土地の区域

府中市元町字天神ガイチ、字砂山、字コウノキウ、字ニゴ、字ドウジョウ、字片岡、字堂城、字イセジ、本山町字大石谷伊勢地

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木局都市計画課、府中市まちづくり部まちづくり課

四 縦覧期間

平成二十五年一月七日から平成二十五年一月二十一日